

資 金 名	貸付対象者(融資を受けられる方) 県内に本店(又は主たる事業所)がある中小企業者 で以下の要件に該当する方	利 率 (固定金利)	限 度 額 (運転資金の 限度額)	期間(据置期間) 設:設備、 運:運転	認定機関	備 考
地域経済変動対策資金	・「原材料価格の高騰」の影響により、売上高又は売上総利益が前年同期に比べ減少し、かつ売上高に対する売上原価の割合が前年同期に比べ増加し、経営に支障をきたしている方 ・「蔵王山の火口周辺警報の発表」の影響により、最近1か月の売上高が前年同期に比して減少し、かつ以後2か月の売上高が前年同期に比して減少する見込みで、経営に支障をきたしている方 ・「平成28年(2016年)熊本地震」の影響により、最近1か月の売上高が前年同期に比して減少し、かつ以後2か月の売上高が前年同期に比して減少する見込みで、経営に支障をきたしている方	1.6%	5千万円 (運転のみ)	10年(2年)	県(中小企業振興課)	【取扱期間】 平成27年4月1日(原材料価格の高騰) 平成27年4月24日(蔵王山の火口周辺警報の発表) 平成28年4月28日(平成28年(2016年)熊本地震)～ 県が別途指定する日
中小企業再生支援資金	① 中小企業再生支援協議会又は②金融機関の支援を受けて経営計画を策定し、経営再建に取り組む方法的整理申立から再生計画認可後3年を経過するまでの方又は④私的整理手続き中であって、経営再建に取り組む方	2.1%	8千万円 (5千万円)	①② 設15年(2年) 運10年(2年) (詳細は要綱をご参照ください)	県(中小企業振興課)	【金利優遇(△0.2%)】 ②の要件に加え、中小企業支援機関の専門家派遣事業を受けた方
再生可能エネルギー発電事業促進資金	① 再生可能エネルギーを活用した大規模な(発電出力が概ね1,000Kw以上)電力供給事業を行う方 ② 中小規模の再生可能エネルギー発電設備を導入する方	①1.3% ②1.6%	①20億円 (設備のみ) ②3億円 (設備のみ)	①17年(3年) ②15年(2年)	県(中小企業振興課)	①は県外企業・大企業でも利用可能
TPP協定対応資金	① TPP協定の発効(準備を含む)に伴う増産や受注増加等に対応するための設備投資を行う方 ② TPP協定の発効により、最近3か月の売上高又は売上総利益が過去3年以内のいずれかの年の同期に比して減少し、経営に支障をきたしている方	1.6%	①1億5千万円 (5千万円) ②5千万円 (運転のみ)	① 設15年(2年) ※ 建物の新築は20年 運 7年(2年) ②10年(2年)	県(中小企業振興課)	①はTPP協定発効前でも利用可能

● 利用できる方

ご利用いただける方は、原則として、県内に本店(又は主たる事業所)がある中小企業者です。
〔中小企業者とは、中小企業信用保険法第2条第1項で規定する中小企業者です。〕

業 種	資 本 金	従 業 員
製造業、建設業、運輸業、その他下記以外の業種	3億円以下	300人以下
卸 売 業	1億円以下	100人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
旅 館 業	5,000万円以下	200人以下
小 売 業	5,000万円以下	50人以下

- ※1 資本金又は従業員のうち、どちらか一方が適合すれば、該当します。
※2 個人事業主又はNPO法人(一部対象外)も対象となります。

● 制度資金早見表(詳しくは制度資金一覧表をご覧ください)

様々な資金メニューを設けております。目的、対象に応じたメニューをご利用ください。

目 的 ・ 対 象		利 用 資 金 名
設備投資等、前向きな事業を実施したい方	・新商品、新サービス提供 ・生産性向上、集客力向上 等	産業活性化支援資金
	・自動車部品、航空機部品、有機エレクトロニクス関連製品等の生産設備導入 ・「経営革新」の承認を受けて事業を実施 ・要綱に定める県の施策に沿った事業を実施 等	地域産業振興特別資金 【中小企業トータルサポート貸付】
	事業継続困難な事業者から事業を承継、第二創業 等	事業承継支援資金
	旅館、ホテルや観光施設の整備	観光振興資金
	産業廃棄物処理施設の整備	環境保全資金
	工業団地等への立地、工場増設・増築 等	産業立地促進資金
	・県内で新たに開業したい方 ・開業後間もない方で当面の事業資金を調達したい方 等	開業支援資金
【無担保】、【無担保・無保証人】で融資を受けたい方		小規模企業資金
経営の安定を図りたい方	売上高等の減少等により経営に支障をきたしている	経営安定資金
	原材料価格高騰又は蔵王山の火口周辺警報の発表の影響により、経営に支障をきたしている	地域経済変動対策資金
企業の再生を図りたい方		中小企業再生支援資金
再生可能エネルギーを活用した発電設備を導入したい方		再生可能エネルギー発電事業促進資金

【問合先】山形県商工労働観光部中小企業振興課

〒990-8570 山形県山形市松波2-8-1 電話:023-630-2359,3266(金融担当) FAX:023-630-3267
商工業振興資金HP: <http://www.pref.yamagata.jp/ou/shokokanko/110013/folder-kinyu/17shikin.html>

【山形県中小企業総合相談窓口(中小企業トータルサポート)】

中小企業の皆さまが抱える多様な相談に対して、各支援機関と連携して、きめ細かくサポートを行う「山形県中小企業総合相談窓口」(愛称:中小企業トータルサポート)を、県中小企業振興課と(公財)山形県企業振興公社に設置しています。

また、身近な相談窓口として、各総合支庁にも相談窓口を設置しています。

県中小企業振興課 → 電話:023-630-2354 FAX:023-630-3267

山形県企業振興公社 → 電話:023-647-0664 FAX:023-647-0666

中小企業トータルサポートHP: <http://www.pref.yamagata.jp/ou/shokokanko/110013/keieisien/chusho-total-support.html>